

配水設備等破損補償金事務処理要領

(昭和46年3月31日 工務部長決)
工業用水道部長
(最近改正 令和4年3月23日配水課長決)

(目的)

第1条 この要領は、配水設備等破損補償金事務処理要綱第4条の規定に基づき、配水設備等破損補償金（以下「補償金」という。）の請求、督促等を行う際の事務手続を定めることを目的とする。

(破損事故等の受付)

第2条 当局が配水設備等破損の連絡を受け、水道センター職員が現場出動する際は、「配水設備・給水装置等破損修繕依頼書」（以下「修繕依頼書」という。様式1）を必ず携行し、破損発生に係る責任者または破損人（以下「破損人等」という。）に所定事項を記入させ提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、修繕依頼書については、破損人等と補償金を負担する者とが異なる等の理由により、破損の当日に修繕依頼書が提出されないときは、翌営業日に提出させること。

(補償金の精算及び調定)

第3条 出動した水道センター職員は、修繕依頼書及び、維持管理グループにて作成する配水設備・給水装置等破損補償金精算書（以下「精算書」という。様式2）を速やかに庶務グループに送付する。

2 庶務グループは、精算書に基づき精算を行い、配水設備・給水装置等破損補償金調定書（以下「調定書」という。様式3）を作成し、調定及び請求の決裁を受ける。

(補償金の請求)

第4条 庶務グループは、補償金の調定ののち、配水設備・給水装置等破損補償金請求通知書（以下「請求通知書」という。様式4）及び納入通知書（様式5）を作成し、依頼者に送付する。

(納入期限)

第5条 納入通知書等に記載する納入期限は、土日祝を含めたおおむね3週間とする。

(整理簿)

第6条 庶務グループは、破損補償金収入整理簿（様式6）に所定の事項をその都度記入する。

(文書番号及び公印)

第7条 請求通知書には、文書発送番号を付するものとする。

2 文書発送番号は、局の頭字、主管課の頭字、当該年度の数値及び整理番号の順とし、主管水道センターが付するものとする。

(未収入金の督促等)

第8条 本要領第4条の規定により納入通知書送付後、納期を経過したにもかかわらず未収入のものについては、「-大阪市-債権管理の手引き」に準拠し事務手続を行うこと。

附 則

この要領は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和54年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

基準漏水量算定の基礎

1 計算条件

「A」破損および「B」破損による漏水量を算出するについて、以下の条件を定める。

- ・管内水圧 : 0.29 MPa (3.0 kgf/cm²)
- ・「A」破損は、管が切断され全断面から漏水するものとする。
- ・「B」破損は、直径3cmの破損があったものとする。
- ・破損によって水圧は低下しないものとする。

2 「A」破損の算出方法

(1) ウェストンの公式 (50mm以下)

$$h = (0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}}) \times \frac{1}{D} \times \frac{V^2}{2g}$$
$$I = h / \ell = (0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}}) \times \frac{V^2}{2gD}$$

h : 摩擦損失水頭 (30m)

ℓ : 延長 (10m)

V : 管内流速 (m/s)

D : 管口径 (m)

g : 重力加速度 (9.8m/s²)

近似計算により V の値を求め、連続の方程式により漏水量を算出する。

$$Q = A \times V \quad (\text{連続の方程式})$$

Q : 流量 (m³)

A : 管の断面積 (m²)

V : 管内流速 (m/s)

(2) ヘーゼン・ウィリアムズの公式 (75mm以上)

$$Q = 0.27853 C D^{2.63} I^{0.54}$$

Q : 漏水量 (m³/sec)

C : 流速係数 (130)

D : 管口径 (m)

I : 動水勾配 (%)

注) 動水勾配を30/40=75%とする。すなわち、40mの延長で0.29 MPa (3.0 kgf/cm²) の損失水頭である。

配水設備・給水装置等破損修繕依頼書

令和 年 月 日

大阪市水道局
水道センター所長

依頼者 住 所
会社名
氏 名
T E L

配水設備・給水装置等を破損しましたのでお届けし、修繕を依頼します。なお、修繕に要しました費用は、全額負担します。

破 損 月 日	令和 年 月 日	午前・午後	時 分
破 損 場 所	区	丁目	番地 号
破 損 物 件	上水	mm配水管・給水管	仕切弁 消火栓
原 因 工 事	発 注 者		
	工 事 名 称		
費 用 負 担 者	所 在 地		
	会 社 名		
	代 表 者 又 は 代 理 人		電 話
備 考			
受 付 月 日	令和 年 月 日	受 付 者	
受 付 番 号	No.		

(様式2)

令和 年 月 日

配水設備・給水装置等破損補償金精算書

修理日時 令和 年 月 日 午前後 時 分 ~ 午前後 時 分

修理場所 区 丁目 番 号

起工番号 No.

工事名称 配水管 仕切弁
mm 折損漏水修繕工事、
給水管 消火栓 修繕工事

費用負担者 住 所

氏名

電 話

(2) 労 力 費					斷 水 有 · 無
名 称	單 位	數 量	日 額 単 価	金 領	
直 接 労 力 費			円		円
(3) 請 負 工 事 費		請 負 業 者 名			指 示 番 号
工 種 名 称	形 質 寸 法	單 位	數 量	單 価	金 領
				円	円
(4) 漏 水 補 償 費		有 · (A · B · C · D) 無			m^3
					円
(5) 洗 淨 排 水 費		有 · 無			m^3
					円
(6) 公 報 費					円
小 計					円
(7) 諸 經 費					円
(8) 合 計 金 額					円

(様式3)

維持担当 課長	係 長	係 長	調 査	係 員

整理番号 第 _____ 号

調定年月日	年 月 日
-------	-----------------

配水設備・給水装置等破損補償金調定書

費用負担者

工事費精算額

内 訳	金 額	備 考
材 料 費		
直 接 労 力 費		
請 負 工 事 費		
漏 水 補 償 費		
洗 净 排 水 費		
公 報 費		
小 計		
諸 経 費		
合 計	()	

() 内は消費税相当額

記 錄

(様式4)

大水 第 号
令和 年 月 日
様

大阪市水道局

水道センター所長

(担当 : TEL)

配水設備・給水装置等破損補償金の請求について（通知）

令和 年 月 日付で依頼のありました当局所管の配水設備・給水装置等破損修理に
伴う補償金は次のとおりですので、別添納入通知書により納付してください。

記

1 補 償 金 ¥ _____
(内 訳)

内 訳	金 額	備 考
直 接 工 事 費		
間 接 工 事 費		
漏 水 補 償 費		
洗 浄 排 水 費		
小 計		
諸 経 費		
合 計	()	

() 内は消費税相当額

2 破 損 物 件 mm 配水管・給水管・仕切弁・消火栓

3 破 損 場 所

4 納 入 期 限 令和 年 月 日

② 収入通知書

取引年月	所管	取引番号	会計	金額	CD
------	----	------	----	----	----

納入者

_____ 様

取引年月	所管	取引番号	会計	課税区分

金額

うち消費税等額

お払込人

様

金額

取引番号

加入者

大阪市水道局長

科目

摘要

発行年月日

加入者	大阪市水道局長
取りまとめ 金融機関	〒539-8794 大阪貯金事務センター 総括出納取扱金融機関

(取りまとめ金融機関→大阪市水道局)

受入日付印

日	口数
計	金額
小切手受領	銀行 支店
記号	番号 号

受入日付印

(受入店保存)

納入通知書兼領収証書

様

金額

うち消費税等額

取引番号

納期限

摘要

納期限までに上記の金額を納めてください。
納付場所 水道局・銀行等・郵便局

発行

大阪市水道局長

(お問い合わせ先)

加入者 大阪市水道局長

上記の金額を領収しました。



- 1 領収日付印のないもの、および金額を訂正したものは無効です。
2 小切手使用の場合は、その交換決済が済んだ後でないと本領収証書の効力は生じません。

領収日付印

(様式 6)

科目

種別